

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第517号

2012年10月11日

(平成24年)

湘南台文化センター指定管理者
財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市民
会館サービスセンター株式会社共同事業体
代表 財団法人藤沢市まちづくり協会
会 長 青 柳 茂 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

藤沢市湘南台文化センター管理運営業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2012年10月2日付けで諮問（第517号）された藤沢市湘南台文化センター管理運営業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市湘南台文化センターは、平成元年7月にこども館及び市民センター・公民館が開設し、翌平成2年10月に市民シアターが開設した。以後、こども館は財団法人藤沢市まちづくり協会が、市民シアターは藤沢市民会館サービスセンター株式会社がそれぞれ藤沢市から業務委託を受け、管理運営を行ってきた。

平成23年4月からは、財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市民会館サービスセンター株式会社共同事業体が藤沢市から湘南台文化センターの指定管理者として指定を受け、同センターの管理運営を行っている。

この湘南台文化センターは、施設周囲にフェンスを設置しているわけではなく、周辺住民が日常的に通路として使用したり、若者達がダンスの練習に使用するなど開放的に使われている場所となっている。午前6時30分から午後10時頃までは、施設管理委託業者の保安要員による定時巡回を行っているが、午後10時以降は消灯し、無人施設となる。

施設は、周囲を建物に囲まれ、中庭は人目に付かない構造になっているため、以前から中庭でのごみの散乱、施設への落書き、器物損壊、火遊びなどが続いていた。

昨年度から本年度にかけて、中庭でのたき火や花火などにより、防水シートに被害を受ける事件が続き、藤沢北警察署には被害届及び告訴状を提出している。そのほか、敷地内の夜間使用を規制したカラーコーンやバーの器物損壊、施設設備へのいたずら、落書き、ごみの散乱などが相次いでおり、特に、火気の使用と器物損壊については、当施設に大きな被害を及ぼすおそれがあり、何らかの対策が必要になっている。

こうした事態に対し、藤沢北警察署からは、警察の夜間見回り強化だけでなく、施設側でも防犯カメラの設置など、何らかの自衛手段を講じてほしいと再三の要請があった。

本施設では、館内には監視カメラ19台を設置し、地下保安室で監視することにより利用者の安全と犯罪の未然防止などを図っているが、このカメラは館内専用であり、保安員が勤務している時間帯に限り使用しているため、録画機能はない。

今回、無人となる夜間の屋外状況を把握し、器物損壊や放火・失火の未然防止、再発防止を図るため、新たに録画機能のある屋外防犯カメラを敷地内に設置することに伴い、個人情報を本人以外のものから収集する必要性、録画面像のコンピュータ処理を行う必要性、目的外に提供する必要性、本人以外のものから収集す

ること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略、刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会に伴う包括的取扱いについて諮問に至ったものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ録画の目的は、施設での器物損壊や放火・失火を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラ画像の保存方法は、ビデオテープもあるが、ビデオテープは、一定期間保存された後、反復して使用すると画像が劣化し、長期使用は困難である。ハードディスクは、データの蓄積容量も多く、長期的に使用しても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易である。このため、防犯カメラの画像保存は、ハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行うものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

防犯カメラの画像を録画し、複製する機能を有するレコーダーは、保安室に設置し、ワイヤーでカウンターに固定することにより持ち出しを防止する。また、録画した画像は、防犯カメラ設置責任者及び管理取扱者以外には操作できないように利用者を制限する。

日常的には、条例及び同条例施行規則並びに本共同事業体の構成員である財団法人藤沢市まちづくり協会が定めている財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程及び同協会防犯カメラ運用基準を適用し、これに基づき適正な管理を行う。

(4) 目的外に提供する必要性について

ア 個人情報の照会

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、当施設内の器物損壊、放火・失火の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われる。公共の福祉を維持するため、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって捜査が行われることから、当該照会の正当性及

び公益性が認められ、事件の解決は、当施設を管理する本共同事業体の利益と合致するものである。

当該事件の解決のためには、照会に対する早急な対応が特に重要となることから、防犯カメラ画像データの目的外提供について、他に入手する手段がないと本共同事業体の代表者である藤沢市まちづくり協会会長が判断した場合に限って、個人情報保護制度運営審議会にその都度諮問の手続きを経ることなく、防犯カメラ運用基準に基づき目的外提供ができるように包括的な取扱いをしたいと考えている。

イ 目的外の提供先

司法警察職員としての職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

なお、目的外の提供については、藤沢市湘南台文化センター個人情報の目的外提供についてのガイドラインを定めている。

(5) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を特定するデータは施設になく、人物を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。また、仮に本人が特定された場合は、当該事件に関与している可能性があるため、本人通知をすると当該捜査に支障をきたすおそれがある。以上のことから、本件にかかわる本人通知を省略したい。

(6) 実施時期（予定年月日）

平成24年10月11日以降

(7) 提出資料

ア システムの設置場所

イ システムの機種

ウ 藤沢市湘南台文化センター防犯カメラの管理運用に関する協定書案

エ 財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準の一部改正案

オ 財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準

カ 藤沢市湘南台文化センター個人情報の目的外提供についてのガイドライン案

キ 財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断

をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ録画の目的は、施設での器物損壊や放火・失火を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関によると、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、当施設内の器物損壊、放火・失火の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、公共の福祉を維持するため、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって捜査が行われることから、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は、当施設を管理する本共同事業体の利益と合致するものであるとしている。

また、実施機関では、当該事件の解決のためには、照会に対する早急な対応が特に重要となることから、防犯カメラ画像データの目的外提供について、他に入手する手段がないと本共同事業体の代表者である藤沢市まちづくり協会会長が判断した場合に限って、個人情報保護制度運営審議会にその都度諮問の手続きを経ることなく、防犯カメラ運用基準に基づき目的外提供ができるように包括的な取扱いを行う必要があるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を特定するデータは施設になく、人物を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。

また、仮に本人が特定された場合は、当該事件に関与している可能性があるため、本人通知をすると当該捜査に支障をきたすおそれがあるとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像の保存にあたり、ハードディスクは、データ

の蓄積容量も多く、長期的に使用しても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易であることから、ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性は認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

- (ア) 防犯カメラの画像を録画し、複製する機能を有するレコーダーは、保安室に設置し、ワイヤーでカウンターに固定することにより持ち出しを防止する。
- (イ) 録画した画像は、防犯カメラ設置責任者及び管理取扱者以外には操作できないように利用者を制限する。
- (ウ) 条例及び同条例施行規則、並びに本共同事業体の構成員である財団法人藤沢市まちづくり協会が定めている「財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程」及び「同協会防犯カメラ運用基準」を適用し、これに基づき適正な管理を行なう。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(5) 補足意見

コンピュータ処理については、「財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程」を適用し、適正な管理を行うとのことだが、財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市民会館サービスセンター株式会社共同事業体は、湘南台文化センターの指定管理者として、別に「藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程」を作り、適正な管理を行うべきである。

以 上